

第 8 次埼玉県地域保健医療計画「圏域別取組」

(川越比企保健医療圏)

【概要版】

川越比企保健医療圏

		【圏域の基本指標】【県値】 人口総数793,673人 人口増減率（H27～R2）▲0.8%[1.1%] 年齢3区分別人口 0～14歳87,554人(11.0%)[12.0%] 15～64歳468,535人(59.0%)[60.8%] 65歳～237,584人(30.0%)[27.1%] 出生数（人）4,231人 出生率（人口千対）5.3[6.4] 死亡数（人）8,686人 死亡率（人口千対）11.0[10.5] *データソース （人口）令和2年国勢調査 人口等基本集計 （出生・死亡）令和3年人口動態総覧	
保健所	東松山保健所・坂戸保健所・川越市保健所		
圏域 (市町村)	川越市・東松山市・坂戸市・鶴ヶ島市・毛呂山町・越生町・滑川町・嵐山町・小川町・川島町・吉見町・ときがわ町・鳩山町・東秩父村		

【健康づくり対策の推進】

【目標】

ライフコースアプローチを踏まえた健康づくりを展開し、特に、栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙等について、住民自らが生活習慣の改善に取り組める地域づくりを進めます。さらに、地域の関係者や大学等の多様な主体と協働し、地域全体で健康を支え合うことにより、健康長寿を目指します。

【主な取組】

- 生活習慣の改善、生活習慣病の発症予防・重症化予防
- 健康づくりに関する知識の普及啓発
- 自然に健康になれる環境づくりの推進
- ライフコースアプローチを踏まえた健康づくりを地域で進めるための人材育成
〈実施主体：市町村、医療保険者、保健所、医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関、教育機関、自治会、給食施設〉

【歯科口腔保健対策】

【目標】

う蝕と歯周病等の予防のため、住民一人一人の口腔の健康に関する自己管理能力を高めるための取組とともに、胎児期から高齢期までのそれぞれのライフステージに応じた効果的な歯科口腔保健を推進します。また、在宅で療養する患者や老人福祉施設等の入所者が質の高い生活を送れるように歯科診療の提供及び口腔ケアの普及に努めます。

【主な取組】

- 歯科保健に関する知識の普及啓発
- 地域における歯科保健医療サービス提供のための連携強化
- 歯科検診・歯周病検診、フッ化物応用等の普及啓発

■口腔ケアの普及啓発

〈実施主体：市町村、歯科医師会、歯科衛生士会、医療機関、福祉施設、教育機関、幼稚園、保育所、保健所〉

【親と子の保健対策】

【目標】

妊産婦や子育て世代を取り巻く社会環境の変化に柔軟に対応し、安心して妊娠、出産、育児ができ、子供たちが心身ともに健やかに育つことができる社会を目指します。

【主な取組】

- 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援の確保
- 健康上の課題のある子どもと家族への支援体制の充実
- 児童虐待予防・防止のための取組の充実
- 子どもの心の健康に関する相談、情報提供等の充実

〈実施主体：市町村、児童相談所、保健所、医療機関、医師会、薬剤師会、福祉機関、教育機関、幼稚園、保育所、発達障害支援センター、警察署〉

【健康危機管理体制の強化】

【目標】

健康危機発生予防のための普及啓発に努め、また、健康危機に対し迅速に対応するための的確な情報収集、分析及び提供体制の充実を図ります。さらに医療機関、検査機関、消防、警察、市町村などの関係機関と連携を図り、充実した健康危機管理体制を整備します。

【主な取組】

- 健康危機管理意識の向上のための普及啓発
- 新興感染症や再興感染症の発生・まん延防止策と適切な医療体制の整備
- 災害時における避難行動要支援者に対する支援体制の充実と関係機関との情報連携
- 食中毒や飲料水汚染等による健康被害発生時の対応体制の整備

〈実施主体：市町村、保健所、医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関、検査機関、消防本部、警察署、教育機関〉

【精神保健福祉医療対策】

【目標】

地域保健、学校保健等の各分野との連携強化を図るとともに、心の健康に対する相談体制を整備します。また、精神障害者が地域社会の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができる社会を目指します。

【主な取組】

- 自殺予防対策の推進
- 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 心の健康づくりと正しい知識の普及

■認知症対策の推進

■薬物乱用防止の普及啓発及び薬物依存症対策の推進

〈実施主体：市町村、保健所、医師会、医療機関、薬剤師会、教育機関、労働機関、福祉機関、社会福祉協議会、障害者相談支援センター、警察署〉

【在宅医療の推進】

【目標】

地域の関係機関・団体の連携を強化し、誰もが安心して在宅医療を受けられるような体制を推進します。

【主な取組】

■医療・介護連携による多職種協働の推進

■在宅での看取りを可能にする医療・介護体制の構築

■在宅医療に関する情報提供の推進

〈実施主体：市町村、保健所、医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関、薬局、訪問看護ステーション、介護保険事業者〉